

○内閣府告示第二百四十五号  
 保険業法（平成七年法律第五号）第八十五  
 条第一項の規定に基づき、ザ・ユナイテッド・キ  
 ングダム・ミューチュアル・ステイム・シッ  
 プ・アシユアランス・アソシエーション（ヨー  
 ロッパ）リミテッドが日本において保険業を行う  
 ことを平成二十五年十月二十五日付けをもって免  
 許したので、同法第八十九条の規定に基づき、  
 次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 外国保険業者の名称、本店の所在地及び設立  
 の年月日

名 称 ザ・ユナイテッド・キングダ  
 ム・ミューチュアル・ステイ  
 ム・シップ・アシユアランス・  
 アソシエーション（ヨーロッパ）  
 リミテッド

本店の所在地

グレートブリテン及び北アイル  
 ランド連合王国（ロンドン、フェ  
 ンチャーチ・ストリート90、  
 EC3M、4ST

設立の年月日 二〇〇七年一月三十日

二 外国保険業者の設立に当たって準拠した法令  
 を制定した国の国名

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

三 外国保険業者の日本における代表者の氏名及  
 び住所

氏 名 杉浦 元弘  
 住 所 東京都杉並区天沼三丁目三十九  
 番五号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国保険業者の日本における主たる店舗  
 東京都港区海岸二丁目一番十六号